

24 新都建構第 95 号  
平成 24 年 6 月 28 日  
3 新都建指第 1538 号  
令和 4 年 3 月 30 日  
4 新都建指第 1506 号  
令和 5 年 3 月 28 日

## 新宿区擁壁コンサルタント派遣実施要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、擁壁コンサルタント（地震、台風、集中豪雨等により災害が発生するおそれのある擁壁及びがけ（以下「擁壁等」という。）の安全化対策に関する助言を行う専門家をいう。以下同じ。）を派遣することにより、新宿区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）における安全な擁壁の設置の促進及び敷地の耐震化を図ることを目的とする。

### (派遣対象者)

第 2 条 擁壁コンサルタントの派遣の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 区内に存する高さが 1.5メートル以上の擁壁等（以下「対象擁壁等」という。）の全部又は一部を所有する者で、当該対象擁壁等のある敷地において安全な擁壁の新築工事又は築造替え工事（以下「築造工事」という。）を検討しているもの
- (2) 対象擁壁等を複数の者が共有する場合にあっては、擁壁コンサルタントの派遣について当該共有者全員の同意により代表者として選任された者
- (3) 対象擁壁等が建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 1 条の適用を受ける建築物が存する敷地にある場合にあっては、管理組合の代表者又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者
- (4) 対象擁壁等について所有者の承諾を得て安全な擁壁の築造工事を検討している者

### (派遣の申込み)

第 3 条 擁壁コンサルタントの派遣の申込みは、擁壁コンサルタント派遣申込書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出することにより行うものとする。

- (1) 案内図
- (2) 土地の全部または一部を所有していることがわかる書類  
(登記簿謄本の写しの場合は 3 か月以内に発行されたものに限る。)
- (3) 当該擁壁等を複数の者が共有する場合にあっては、当該共有者全員の同意により代表者として選任された者であることを証する書類
- (4) 当該擁壁等が建物の区分所有等に関する法律第 1 条の適用を受ける建築物が存する敷地にある場合にあっては、管理組合の代表者であることを確認できる書類の写し又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得ていることを証する書類の写し

(5) 前条第4号に規定する者については、擁壁の築造工事に関する所有者の承諾書

(擁壁コンサルタントの派遣)

第4条 区長は、前条の申込みを受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、これを適当と認めるときは、擁壁コンサルタント派遣通知書(第2号様式)により、当該申込みを行った者(以下「派遣申込者」という。)に通知する。

(擁壁コンサルタントの業務)

第5条 区長は、擁壁コンサルタントに対し、派遣申込者に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 擁壁の築造工事に係る現地調査及び派遣申込者へのヒヤリング
- (2) 次に掲げる事項を記載した擁壁等改修提案書の作成
  - ア 築造工事の施行に当たっての問題点
  - イ 改修計画(案)
  - ウ 概算工事費の積算
  - エ その他区長が必要と認める事項
- (3) その他区長が必要と認める業務

(擁壁コンサルタントの資格)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者に、擁壁コンサルタントの業務を行わせるものとする。

- (1) 技術士
- (2) 一級建築士
- (3) 一級土木施工管理技士

(業務の委託)

第7条 区長は、擁壁コンサルタントの業務について、民間事業者に委託するものとする。

(遵守事項)

第8条 区長は、擁壁コンサルタントの業務を行わせるに当たっては、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 築造工事に関する知識をもとに、区の指示に従って業務に当たること。
- (2) 業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- (3) 派遣申込者に対し、自己の利益を目的とする発言、勧誘、業務受託、あっせん等を行ってはならないこと。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。